

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑海会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 報酬等の支給対象は、非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の外部委員とし、常勤の役員については支給しない。

(報酬等の額)

第3条 報酬等の額は、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査へ出席した場合に、一律に10,315円を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬等の支給は、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査へ出席の都度に支給する。

(公表)

第5条 この規程により、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日より施行する。

役員及び評議員の退任慰労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑海会（以下「法人」という。）の退任した役員及び評議員の退任慰労金について定める。

(支給の対象)

第2条 退任慰労金の支給対象は、退任した役員及び評議員とし、1期目の任期途中の退任を含むものとする。

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、退任した役員及び評議員に対して、一律に50,000円を贈呈する。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。